

福山うずみごはんイメージキャラクター「うずみちゃん」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山うずみごはんイメージキャラクター「うずみちゃん」(以下、「うずみちゃん」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(イメージキャラクター及び愛称)

第2条 うずみちゃんのイメージキャラクターを別記のとおりとし、その愛称は次のとおりとする。
愛称 うずみちゃん

(権利の帰属)

第3条 「うずみちゃん」に関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(定義)

第4条 この要綱において、「福山うずみごはん」を次のように定義する。

「福山うずみごはん」とは、江戸時代から伝わる福山市の郷土料理「うずみ」を、2011年(平成23年)7月1日の市制施行95周年を記念し、うずまった旬の食材を掘り出す楽しさのある「福山発の食ブランド」として創出したラッキーフード

(使用の目的)

第5条 「うずみちゃん」の使用目的は、福山発の食ブランド「福山うずみごはん」の普及に資するものでなければならない。

(使用の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、「うずみちゃん」の使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するものや、前条の目的に照らし関係がないと思われる事業への使用など、「うずみちゃん」の使用目的になじまないと考えられるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他、「うずみちゃん」の使用が福山市のイメージダウンにつながるおそれがあるとき。

(承認申請)

第7条 「うずみちゃん」を使用しようとするものは、あらかじめイメージキャラクター「うずみちゃん」使用承認申請書(様式第1号)(以下、「使用承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の使用承認申請書には、「うずみちゃん」を使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の承認)

第8条 市長は、前条第1項の使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、イメージキャラクター「うずみちゃん」使用承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を附することができる。

(キャラクターの使用)

第9条 前条第1項の規定により使用の承認（以下、「使用承認」という。）を受けた者（以下、「使用者」という。）は、「うずみちゃん」を使用するときは、使用承認書に記載された用途又は条件に適合して使用しなければならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、第8条の「うずみちゃん」の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取り消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、「うずみちゃん」使用物品の回収を求めることができる。

- (1) 第7条第1項の使用承認申請書に記載された事項に虚偽が含まれることが判明したとき。
- (2) この要綱の規定又は第9条の用途又は条件に違反したとき。
- (3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、「うずみちゃん」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）11月18日から施行する。

別記（第2条関係）

